

介護予防・日常生活支援総合事業の開始について

1 地域支援事業の再編成

小平市地域包括ケア推進計画では、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを進めるため、地域支援事業の内容に大幅な見直しを行い、従来の介護予防給付の訪問介護及び通所介護と介護予防事業を発展的に取り組むこととした介護予防・日常生活支援総合事業を平成28年4月に開始することを目標としています。

しかし、本年度に入り、国からの早期移行の要請があったことから、地域包括支援センターと介護予防・日常生活支援総合事業に係る研究会において事業開始に向けての検討を重ねる中で、訪問介護及び通所介護事業所との調整や、東京都、先行自治体への情報収集を行い、可能な範囲で早期移行を実現するため、**平成28年3月**から、介護予防・生活支援サービス事業のうち、事業者主体の訪問型及び通所型サービス、並びに介護予防ケアマネジメントを先行して開始する方向で準備を進めることとしました。

改正前		改正後		
事業名・類型		事業名	類型	
介護予防給付 (要支援1・2)	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	介護予防・日常生活支援総合事業	○訪問型サービス ○通所型サービス ○生活支援サービス ○介護予防ケアマネジメント	
地域支援事業	【二次予防事業】 ○二次予防事業対象者の把握事業 ○通所型介護予防事業 ○訪問型介護予防事業 ○二次予防事業評価事業 【一次予防事業】 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○一次予防事業評価事業		一般介護予防事業	○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○一般介護予防事業評価事業 ○地域リハビリテーション活動支援事業
	包括的支援事業		包括的支援事業	○地域包括支援センター運営事業 (地域ケア会議推進事業を含む) ○生活支援体制整備事業 ○認知症総合支援事業 ○在宅医療・介護連携推進事業
	任意事業	任意事業	○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他事業	

2 介護予防・日常生活支援総合事業実施の予定

1 介護予防・生活支援サービス事業

実施目標	主体となる機関等	実施方法	検討する事業	実施予定時期
平成28年4月	地域包括支援センター	申請	原則的な介護予防ケアマネジメント (指定事業所が行うサービスのケアプラン)	平成28年3月
	事業所主体のサービス	指定基準による報酬等	①訪問介護相当サービス	
			②訪問型サービスA	
			③通所介護相当サービス	
			④通所型サービスA	
市が行う事業	短期集中型を委託	①訪問型サービスC(3~6か月単位)	平成28年4月	
		②通所型サービスC(3~6か月単位)		
移動支援	通所型サービスに付随して実施	①訪問型サービスD(移送前後の生活支援)	平成29年4月	
住民主体のサービス	運営費補助等	①訪問型サービスB		
		②通所型サービスB		
生活支援サービス	訪問型や通所型サービスと一体的に提供	①栄養改善を目的とした配食		
		②住民ボランティア等が行う見守り		
		③自立支援に資する生活支援		

2 一般介護予防事業(市が直接または、委託等で行います。)

検討する事業	実施予定時期
①介護予防把握事業	平成28年4月
②介護予防普及啓発事業	
③地域介護予防活動支援事業	
④地域リハビリテーション活動支援事業	